

(写)

学通第1号
令和4年7月15日

福岡市教育委員会 様

福岡市立学校通学区域審議会
会長 高妻 紳二郎



通学区域の設定について（答申）

令和4年7月14日付、教通区第28号で諮問を受けた標記の件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本審議会は、通学区域の基本方針を踏まえ、諮問事項について、学校や関係地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の設定を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

1 アイランドシティ地区新設小学校（仮称）の通学区域の設定について

（1）設定内容

ア アイランドシティ地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。

照葉北小学校の通学区域のうち、

香椎照葉五丁目、香椎照葉六丁目、みなと香椎一丁目から三丁目

香椎照葉七丁目28番1、7、12、14、29番13、58、124から126、128、129

イ 新設小学校の中学校区は、照葉中学校区とする。

（2）実施時期

新設小学校開校時の令和6年4月1日から実施する。

2 照葉北小学校及び照葉小学校の通学区域の一部変更について

（1）設定内容

照葉北小学校の通学区域のうち、香椎照葉三丁目（香椎照葉三丁目1番、2番（2号から5号を除く））を照葉小学校の通学区域に変更する。

（2）実施時期

令和6年4月1日から実施する。